(新築住宅) (消費税(10%)込)(単位 円)

(1)17		設計検査料	現場検査料 (中間・竣工 一括)	合計
	フラット35(確認申請と併願) ※A	7,700	19,800	27,500
戸建	フラット35S、ZEH(確認申請と併願) ※B ※C ※D	11,000	19,800	30,800
住宅	住宅性能評価申請と併用した場合 ※E (評価活用での申請以外も含む)	7,700	19,800	27,500
) 新	確認申請及び住宅性能評価申請と 併願して同時申請した場合 ※E (評価活用での申請以外も含む)	6,600	19,800	26,400
築)	フラット35(単独申請の場合) ※A	22,000	44,000	66,000
	フラット35S(単独申請の場合) ※B ※C ※D	30,800	44,000	74,800

(消費税(10%)込)(単位 円)

		設計検査料	現場検査料 (竣工)	合計
	フラット35(確認申請と併願) ※A (マンション一括申請)	10戸まで 39,600	n×5,500 275,000円を上限とする	39,600 + n×5,500
		10戸超 79,200		79,200 + n×5,500 354,200円を上限とする
	フラット35S、ZEH(確認申請と併願) (マンションー括申請) ※A ※B ※C ※D	10戸まで 48,400	n×5,500 275,000円を上限とする	48,400 + n×5,500
共		10戸超 96,800		96,800 + n×5,500 371,800円を上限とする
同住	住宅性能評価申請と併願した場合 (マンションー括申請) ※E	10戸まで 39,600	n×5,500	39,600 + n×5,500
宅等		10戸超 79,200	275,000円を上限とする	79,200 + n×5,500 354,200円を上限とする
$\overline{}$	確認申請と住宅性能評価申請と 併願した場合 (マンションー括申請) ※E	10戸まで 34,100	n×4,400 220,000円を上限とする	34,100 + n×4,400
新築		10戸超 68,200		68,200 + n×4,400 288,200円を上限とする
	フラット35(単独申請の場合) (マンション一括申請) ※A	10戸まで 53,900	n×7,700	53,900 + n×7,700
		10戸超 107,800	385,000円を上限とする	107,800 + n×7,700 492,800円を上限とする
	フラット35S(単独申請の場合) (マンションー括申請) ※A ※B ※C ※D	10戸まで 62,700	n×7,700 385,000円を上限とする	62,700 + n×7,700
		10戸超 125,400		125,400 + n×7,700 510,400円を上限とする

n:戸数(適合証明を行う戸数)

(R7年4月1日改定)

- ※設計審査合格マンション物件で適合証明竣工現場検査申請のみを行う場合の手数料は33,000円/戸(税込)とします。
- ※マンション一括申請以外の場合は設計検査料は上記の表により、現場検査料は19,800円 / 戸(税込) とします。
- ※遠隔地における現場検査については、当社確認検査業務出張規定・地域区分一覧表に基づき別途出張費
 (消費税を加算)を検査毎に申し 受けます。但し建築基準法等他制度との同時検査の場合は、遠隔地費用を重複して加算しないものとします。
- ※長屋は、共同住宅等の料金を適用とします。
- ※賃貸住宅融資は、共同住宅等の料金表のフラット35S、ZEHの欄の料金を適用します。
- ※当社で長期使用構造等の確認を行い、長期優良住宅の認定を取得し、プランA耐久性可変性で申請するもの、設計検査申請は不要です。 ※設計検査通知書交付後の設計変更により省エネルギー性能、又は耐震性能に関し再計算を要するものは、竣工現場検査手数料にそれぞれ 16,500円の額を加算します。
- ※中間現場検査を単独で行う場合は、中間現場手数料として26,400円を別途申し受けます。(遠隔地費用を別途加算します。)
- ※上記料金表に記載がないものは、別途見積もりとします。
- ※A フラット35で、断熱構造に関し仕様規定以外での申請の場合は、設計検査料に19,800円を加算します。(他制度で当該基準に係る審査を行ったものを除きます)(共同住宅等の場合は、設計検査料に申請戸数×19,800円を加算します。) ※B フラット35で耐震性適用の場合は、設計検査料に19,800円を加算します。(但し他制度で当該基準に係る審査を行ったもの(確認
- 申請にて、構造計算(仕様規定は除く)の審査を行ったものを含みます。)は除きます。 フラット35Sの省エネルギー性、フラット35ZEHでの申請は、設計検査料に19,800円を加算します。(他制度で当該基準に係る審査を行ったものを含みます。)は除きます。
- **₩**D フラット35Sのバリアフリー基準での申請の場合、8,800円を加算します。(共同住宅等の場合は、設計検査料に申請戸数×5,500円
- ※E 設計性能評価において、フラット35の断熱構造、又はフラットSの省エネルギー性、フラット35ZEHの基準の審査を行わない場合 は設計検査料に19,800円加算します。(他制度で当該基準に係る審査を行ったものを除く)(共同住宅等の場合は、設計検査料に申 請戸数×19,800円を加算します。)

■適合証明検査手数料 (中古住宅)

株式会社 ジェイネット

(消費税(10%)込)(単位 円)

		建築確認日がS56年6月1日以降	建築確認日がS56年5月31日以 前
戸建住宅等(中古)	フラット35	58,300	97,900
	フラット35S ※A ※B ※ C	63,800	103,400

※ 建築確認日が昭和56年5月31日以前の建築物の場合は、耐震評価が必要になり39,600円を加算した金額となっています。

(消費税(10%)込)(単位 円)

ı			(//)	
			建築確認日がS56年6月1日以降	建築確認日がS56年5月31日以 前
共同住宅等(中古)	同	フラット35	56,100	95,700
	フラット35S ※A ※B ※C	61,600	101,200	

- ※建築確認日が昭和56年5月31日以前の建築物の場合は、耐震評価が必要になり39,600円を加算した金額になっています。
- ※手数料の徴収方法 各申請区分ともに申請書の提出時に手数料+消費税を申受けます。(振込みも可能です)
- ※調査項目の中で技術基準に「不適合」項目があった場合は、それ以降の調査を中止します。 尚、調査費として39,600円を徴収し、申請手数料の残金をお返しいたします。
- ※遠隔地における現場検査については、当社確認検査業務出張規定・地域区分一覧表に基づき別途出張費<u>(消費税を加算)</u>を検査毎に申し受けます。但し建築基準法等他制度との同時検査の場合は、遠隔地費用を重複して加算しないものとします。
- ※A フラット35Sで耐震性適用の場合は、19,800円を加算します。(但し他制度で当該基準に係る構造審査を行ったものを除きます。) ※B フラット35Sの省エネルギー性、フラット35ZEHでの申請は、設計検査料に19,800円を加算します。(他制度で当該基準に係る 審査を行ったものを除きます)(共同住宅等の場合は、設計検査料に申請戸数×19,800円を加算します。)
- **C フラット35Sのバリアフリー基準での申請の場合、8,800円を加算します。(当社にて他制度で当該基準に係る審査を行ったものを除きます)

(R7年4月1日改定)